

2024 年度追加募集に係る規約、出資と分配の概要説明の読み替えにつきまして

2025 年 4 月 11 日（金）
（株）インゼルサラブレッドクラブ
代表取締役 大住 拓哉

急啓

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024 年度追加募集の開始に伴い、[2024 年度会員規約](#)および[出資と分配の概要説明](#)を下記の通り読み替えいただきますようお願い申し上げます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

草々

※会員規約記載の「2024 年度募集馬カタログ」につきまして、本募集馬 3 頭に限り「2024 年度追加募集要項」に記載されたものとみなします。



題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「競走馬出資金」	●分割払い…11月より7回分割払い（新たに会員になられた方は（以下略）	<u>削除</u>	追加募集馬の競走馬出資金のお支払いは「一括払い」のみとさせていただきます。
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	これら維持費は、2歳 <u>1月1日</u> から会員の方にご負担いただくことになります。	これら維持費は、2歳 <u>5月1日</u> から会員の方にご負担いただくことになります。	
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	まず、維持費出資金の初回金として、1口当たり2,000円（1頭当たり100万円）を2025年 <u>1月27日</u> にお支払いいただきます。	まず、維持費出資金の初回金として、1口当たり2,000円（1頭当たり100万円）を2025年 <u>5月27日</u> にお支払いいただきます。	
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	したがいまして、2025年2月以降引退時までの毎月、維持費実費相当額を（以下略）。	したがいまして、2025年 <u>6月</u> 以降引退時までの毎月、維持費実費相当額を（以下略）。	
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「保険料出資金」	1. 出資馬は、2歳 <u>1月</u> より競走馬保険（死亡保険）に加入します。本年募集馬は2025年 <u>1月1日</u> より保険加入となります。	1.出資馬は、2歳 <u>5月</u> より競走馬保険（死亡保険）に加入します。本年募集馬は2025年 <u>5月1日</u> より保険加入となります。	
会員規約	出資のしくみ・重要事項説明	◎本商品投資契約の運用開始は、2歳 <u>1月1日</u> からとなります。	◎本商品投資契約の運用開始は、2歳 <u>5月1日</u> からとなります。	
会員規約	p3 4.商品投資受益権の販売に関する事項 「(1).④」	なお、当該出資馬の運用開始は2歳 <u>1月1日</u> からとなりますので（以下略）。	なお、当該出資馬の運用開始は2歳 <u>5月1日</u> からとなりますので（以下略）。	
会員規約	p5 4.商品投資受益権の販売に関する事項 「(11)」	販売の取り止めは、当該馬が2歳 <u>1月1日</u> に到達する前（運用開始前。「12.(4)」参照）に行うものとし、（以下略）。	販売の取り止めは、当該馬が2歳 <u>5月1日</u> に到達する前（運用開始前。「12.(4)」参照）に行うものとし、（以下略）。	

題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(2)」	会員は、2 歳 1 月 1 日から、維持費に関する追加出資義務が発生します。	会員は、2 歳 <u>5 月 1 日</u> から、維持費に関する追加出資義務が発生します。	
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(2).①」	維持費出資金の初回金として、1 頭当り 100 万円を、 <u>2025 年 1 月 27 日の自動振替</u> にて支払います。	維持費出資金の初回金として、1 頭当り 100 万円を、 <u>出資契約成立書発行月の翌月 20 日頃に発行する精算書</u> にて支払います。	
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(2).③」	会員は、 <u>2025 年 1 月分（2 月 27 日の自動振替）</u> から、 <u>②の追加出資金を、当月分を翌月の 27 日に自動振替する方法により支払います。</u>	会員は、 <u>2025 年 5 月分（6 月 27 日の自動振替）</u> から、 <u>②の追加出資金を、当月分を翌月の 27 日に自動振替する方法により支払います。</u>	
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(2)」	なお、上記①に定める支払義務発生後に会員が出資申込みをした場合であっても、 <u>2 歳 1 月分からの維持費出資金を遡及して負担して（以下略）。</u>	なお、上記①に定める支払義務発生後に会員が出資申込みをした場合であっても、 <u>2 歳 5 月分</u> からの維持費出資金を遡及して負担して（以下略）。	
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(3)」	当該出資馬は、民間の損害保険会社に取り扱う競走馬保険（死亡保険）に 2 歳 1 月 1 日より加入するものとし、 <u>保険年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日までとします。</u>	当該出資馬は、民間の損害保険会社に取り扱う競走馬保険（死亡保険）に 2 歳 5 月 1 日より加入するものとし、 <u>2 歳馬の保険は 5 月 1 日に始まり 12 月 31 日まで、それ以降保険年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日までとします。</u>	
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法「(3)」	2 歳馬の保険料に係る会員の負担義務は、当該出資馬が <u>2 歳 1 月</u> に到達した月に発生します。	2 歳馬の保険料に係る会員の負担義務は、当該出資馬が <u>2 歳 5 月</u> に到達した月に発生します。	

題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
会員規約	p5 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(3).①」	当該出資馬の1歳12月27日に自動振替によりお支払いいただきます。	当該出資馬の2歳5月27日に自動振替によりお支払いいただきます。	
会員規約	p7 12. 会員から出資を受けた財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項 「(4)」	当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時(1月1日)とします。	当該出資馬の運用開始予定日は、2歳5月1日とします。	
会員規約	p8 13. 商品投資契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲 「(5)」	当該出資馬に関する会員の損失負担は2歳到達時期(1月1日)より発生します。	当該出資馬に関する会員の損失負担は2歳5月1日より発生します。	
会員規約	p16 別紙2 クラブ法人が加入する保険の保険約款等の概要 「vii」	dまたはeの給付を2歳1月1日から5月31日までに受けた場合、会員への分配時期は原則6月25日となります。	dまたはeの給付を2歳5月1日から5月31日までに受けた場合、会員への分配時期は原則6月25日となります。	

以上